

その他

★子育て支援サービス★

●一時保育（一時預かり）事業

保護者の仕事の都合や急な冠婚葬祭などにより、一時的にお子様の保育ができない場合や、保護者の傷病、入院等により緊急に保育が必要な場合に利用できます。

施設名	太井保育園
住所	行田市棚田町1-58-10
電話番号	048-556-5340
保育時間等	月曜日～金曜日、休日（8:00～17:00）
利用料金	自己負担有り

施設名	和光保育園
住所	行田市佐間3-20-3
電話番号	048-556-2503
保育時間等	月曜日～金曜日（9:00～16:00）
利用料金	自己負担有り

施設名	あゆみ保育園
住所	行田市棚田町1-50-1
電話番号	048-553-5277
保育時間等	月曜日～金曜日（7:30～20:00）
利用料金	自己負担有り

※利用に際しての詳細は直接施設にお問い合わせください。

●誰でも通園制度

保護者の就労を問わず、保育所等に入所していない0歳6か月から2歳までのお子様を対象として、時間単位で保育所を利用できる制度です。

施設名	和光保育園	太井保育園	小羊チャイルドセンター	やごうこども園	やなぎ幼稚園
住所	行田市佐間 3-20-3	行田市棚田町 1-58-10	行田市若小玉 3547-1	行田市谷郷 2-5-1	行田市渡柳 563-3
電話番号	048-556 -2503	048-556 -5340	048-556 -7753	048-554 -5752	048-559 -1001

※利用方法等については右記QRコードより市公式HPをご確認ください。

※利用に際しての詳細は直接施設にお問い合わせください。



●認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設ですが、保育を行うための職員配置基準、保育室の構造設備等の指導監査基準は満たしています。

利用できる家庭の制限はありません。利用料は、施設と利用者の契約によって決められます。

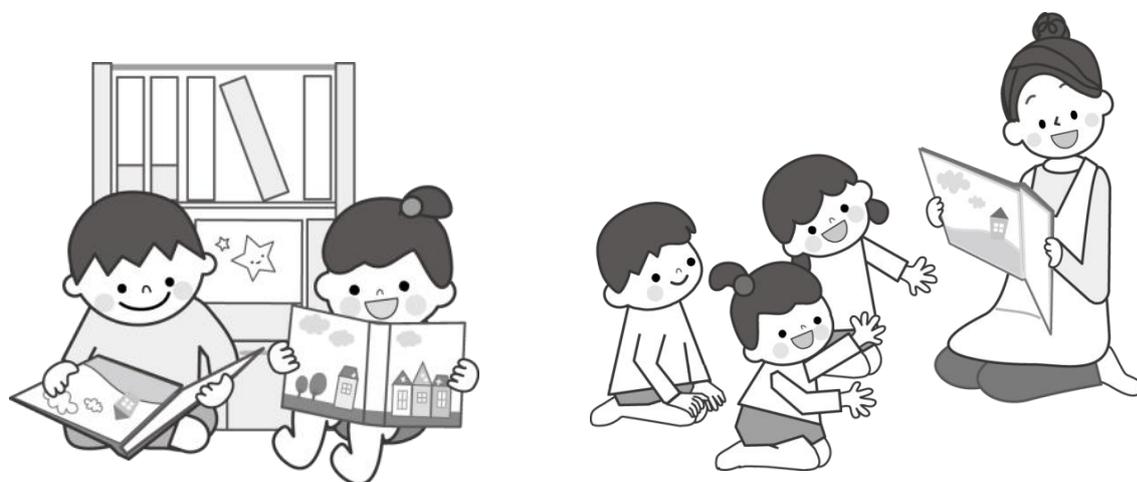
施設名	住所	電話番号
保育所はっぴータイム	行田市吉里山町28-7	048-594-7776

※利用に際しての詳細は直接施設にお問い合わせください。

●病児・病後児保育事業

小学校6年生までのお子様で、病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」であって、保護者の就労等により家庭における育児が困難な場合に、医療機関に付設された専用スペースで一時的にお預かりします。

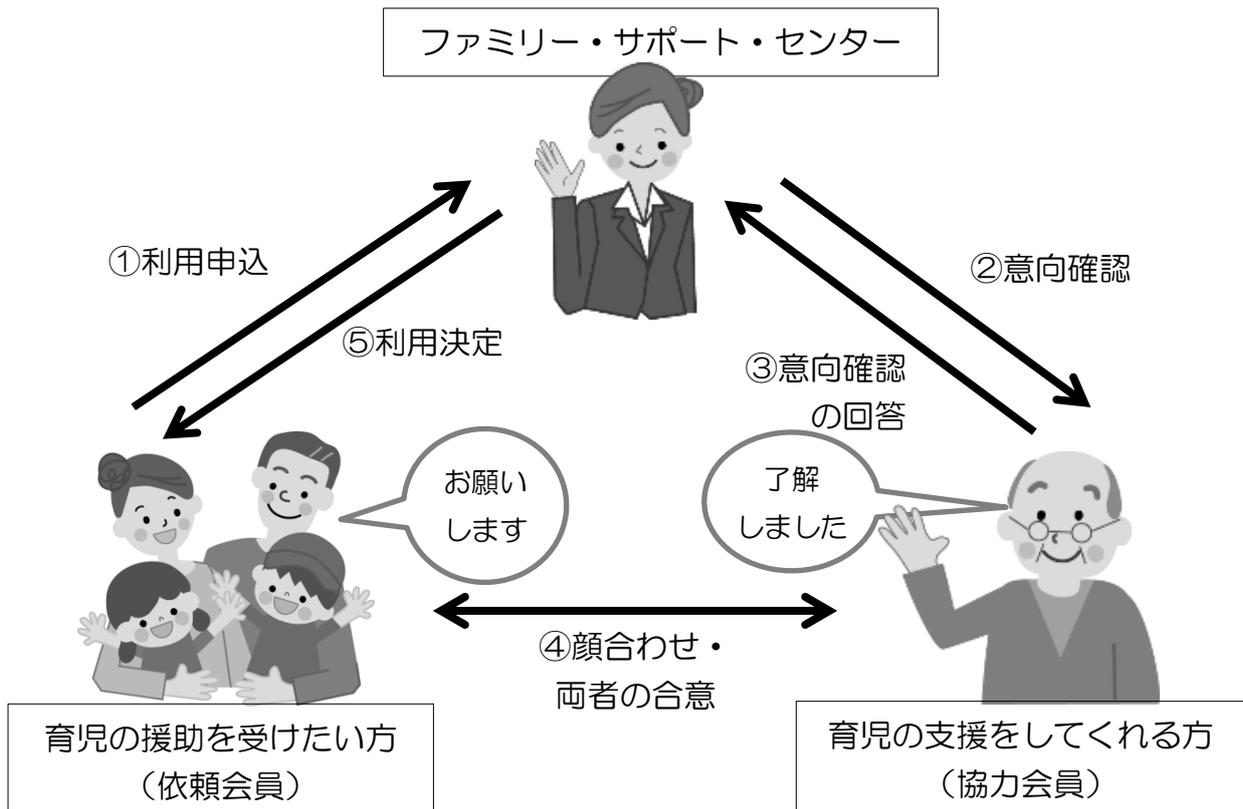
施設名	病児保育所「げんきキッズ」
住所	行田市小見1401-1
電話番号	090-8111-8751 (FAX: 048-580-7583)
対象児童	次の要件を <u>全て満たす</u> お子様 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から小学校6年生までの児童 ・感染症疾患、慢性疾患、外傷性疾患等にかかっている児童 ・保護者の勤務の都合・疾病・事故・出産・冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難な児童 ・安静の確保に配慮する必要があると、<u>医師が認めた児童</u>
保育時間等	月曜日～金曜日 (8:00～18:00)
利用料金	2,000円 (市町村民税非課税世帯は無料)



●ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしてくれる方と育児の援助をうけたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援します。無償化の対象になるのは、『児童の預かり』に関することのみです。

対象児童	行田市在住、在勤の方の生後6ヶ月～12歳（小学6年生）の児童
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園、小学校及び学童保育室の開始前、終了後の子どもの一時預かり ・ 保育所、幼稚園、小学校及び学童保育室への送迎 ・ 冠婚葬祭やその他、外出の際の子どもの預かり …など
援助時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月～金曜日 午前7時～午後7時まで 30分あたり 350円 ・ 上記の時間外 30分あたり 400円 ・ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 30分あたり 400円 <p>※1回の援助活動につき、100円の連絡手数料がかかります。</p>
利用方法	<p>事前の会員登録が必要です。会員登録は、行田市子ども未来課または行田市社会福祉協議会で受け付けています。</p> <p>会員登録後、依頼会員と協力会員の顔合わせを行ってから実際の利用ができるようになります。</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市ファミリー・サポート・センター 事務局：行田市社会福祉協議会 行田市酒巻1737-1 総合福祉会館やすらぎの里内 電話番号 048-550-7620 ・ 行田市役所子ども未来課子ども・子育て担当 電話番号 048-556-1111（内線262）



★施設等利用給付認定★（0～2歳児の非課税世帯・3～5歳児の方）

0～2歳児の非課税世帯及び3～5歳児については、保育を必要とする事由に該当する場合、子どものための施設等（一時預かり保育、病児保育やファミリー・サポート・センター（預かりのみ））の利用料が無償になります。無償化の適用を受けるためには、事前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。なお、認定を受けない場合でも有料で施設を利用できます。

●支給認定の種類

- ・施設等利用給付第2号認定（新2号）：子どものための施設等を利用している満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもの
- ・施設等利用給付第3号認定（新3号）：子どものための施設等を利用している満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの

※認定区分の確認については、30～31ページをご覧ください。

●保育を必要とする事由

新2、3号認定を受けるために必要な保育を必要とする事由は次のとおりです。

- ・就労（月64時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前6週間、出産後8週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、3ヵ月以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

★無償化の範囲★（0～2歳児の非課税世帯・3～5歳児の方）

新2号認定：月額37,000円を上限に無償

新3号認定：月額42,000円を上限に無償

※償還払いになりますので、利用時に利用料を支払っていただいた後、所定の手続きをしていただくことで、無償化対象額が保護者へ支払われます。

※無償化の対象となるのは市の確認を受けている施設になります。26～28ページの施設以外の場合は、市の確認を受けているかを所在地の市町村にお問い合わせください。

※保育施設（2・3号）や利用施設が預かり保育の実施基準を満たす教育施設（1号、新1～3号）に入所している方は、子育て支援サービスの無償化の対象になりません。